

第1章 健康で安心して暮らせるまちづくり

1-1 福祉の充実

1 地域福祉の充実

[現状及び課題]

- 少子高齢化や核家族化の進行等により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者の孤独死、引きこもり、虐待など新たな問題への対応が求められています。誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、福祉制度によるサービスだけではなく、地域の人々が繋がりを大切にしたい相互扶助関係を構築していくことが求められます。
- 町民同士が互いに支え合う地域福祉活動の推進及び展開、地域組織やボランティアなどの体制整備、福祉教育の充実、町民の福祉活動の拠点整備、社会福祉協議会との連携による福祉活動の充実などがますます求められます。
- 行政・医療機関・民間法人等と連携した地域の相談支援体制を構築し、支援が必要な方へサービスを提供していますが、誰もが安心して暮らすことのできるまちの実現のため、さらなる体制及びサービスの充実が求められます。

[基本方向]

- さまざまな交流の機会づくりを推進して地域の繋がりを築き、誰もが「我が事」として考え、協働して地域福祉を推進する意識を醸成します。
- 新たな地域課題に対応し、地域活動がより活発で継続的に展開できるよう、その仕組みを構築します。
- 保健・医療・介護・福祉等さまざまな分野との連携体制を構築し、地域生活・健康課題に対する支援やサービスを提供します。
- 町民一人ひとりの健康で生きがいのある生活を地域ぐるみで支え、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

[具体施策]

- 1 地域共生社会[※]の基盤づくり
 - (1) 地域共生社会理念の普及啓発
 - (2) 共生型サービスの普及推進
- 2 福祉の心を育む基盤づくり
 - (1) 地域住民への地域福祉の重要性の周知及び情報発信
 - (2) 地域における福祉の心の醸成
 - (3) 学校における福祉教育
- 3 世代を超えた交流活動の場の提供
 - (1) 福祉施設を拠点とした交流の推進
 - (2) サロン活動や通いの場を通じた交流
- 4 町内社会福祉法人との連携と機能強化
 - (1) 社会福祉協議会を中心とする町内法人の連携と事業推進体制の強化
- 5 地域における福祉活動への参加のきっかけづくり
 - (1) 自治会等地域組織への働きかけ
 - (2) 地域団体への参加の促進
- 6 ボランティアを育成する仕組みづくり
 - (1) ボランティア意識の醸成、ボランティア組織の育成及び活動の支援
 - (2) 有償ボランティア制度の検討
- 7 住民主体のサービスを提供する仕組みづくり
 - (1) 町民ニーズの把握及びニーズに応じたサービスの展開
- 8 気軽に相談できる相談体制の仕組みづくり
 - (1) 相談窓口の周知
 - (2) 包括的な相談支援体制の構築
 - (3) 相談機関の充実

《関連する計画》

新冠町地域福祉計画

日高中部広域連合介護保険事業計画

※地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすもの。

2 高齢者福祉の充実

[現状及び課題]

- 高齢者施設等では介護職員の人材不足が深刻化し、サービスや施設運営自体にも影響が出ていることから、一定数の介護職員を確保し、安定したサービスを提供できる運営体制及び福祉人材の養成、確保のための体制づくりが求められます。
- 高齢等によって移動が困難となり、社会生活や地域での交流に制限が生じる方が増えています。高齢者等、移動が困難な方を支援し、通院や社会参加の機会を確保することが求められます。
- 高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）の上昇に伴い、地域包括支援センター等の総合相談窓口で対応する相談件数は年々増えており、相談内容についても複雑・複合的な課題を抱える世帯が顕在するため、様々な関係機関と連携しながら支援を行っています。現在、要介護状態に至っていても、配食、見守り、買い物、除雪等といった在宅生活で何らかの支援を必要としている高齢者は数多くおり、今後、多様化するニーズに対応できるよう、既存事業で不足している部分については、「共助・公助」*に加えて、地域住民による「自助・互助」*の役割をより重視した取組みが求められます。
- 高齢者の介護予防が求められる中、心身機能の改善のみならず、日常生活の活動性を高め、社会参加の機会を持つことも介護予防に繋がることから、高齢期にあっても生活支援の担い手として社会参加ができる仕組みづくりが求められます。

※共助

社会保険制度のような制度化された相互扶助制度

※公助

自助・互助・共助では対応できないことに対して最終的に必要な生活保障を行う社会福祉制度

※自助

自分のことは自分ですること、自分自身が考え行動すること

※互助

家族・友人など個人的な関係性を持つ人同士が互いに助け合うこと

- 65 歳以上の単身世帯及び夫婦世帯は増加傾向にあり、人口構成からも後期高齢者（75 歳以上）の割合は高くなることから、介護が必要となった場合に世帯だけで支えていく力は今後ますます低下していくと予測されます。介護保険における要支援等の軽度認定者に対しては、介護予防・重症化予防について取り組むことが必要であり、併せて、家族介護者に対しては身体的・精神的・経済的負担の軽減を図り、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりが求められます。
- 介護が必要のない段階の高齢者に対し、できるだけ要介護状態にならないよう予防することを目的に介護予防教室や認知症予防教室等を開催しています。今後も身体的・社会的フレイル（虚弱）の心配があり、予防が必要とされる高齢者を把握し、高齢者一人ひとりが自身の健康に関心を持った介護予防・健康の保持増進に向けた取組みが求められます。
- 高齢者の外出機会・交流機会の確保や自主的に介護予防を実践することを目的とした「通いの場」を定着させ、町が実施する介護予防事業終了後も、運動の継続や社会的交流の手段として通いの場を活用することができる普及啓発が求められます。
- 高齢者に配慮した生活の場として、町内に高齢者共同生活施設（あいあい荘）を整備しておりますが、近年入居希望者が増加傾向にあります。高齢での一人暮らしに不安を感じている方が増えていると考えられ、高齢者に配慮した施設の整備について検討が求められます。

[基本方向]

- 少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等により福祉人材も不足していることから、人材の確保と育成について取組みを強化し、介護が必要となっても住み慣れた地域で住み続けられる体制の構築を図ります。
- 高齢期における移動困難者を支援するため、効率的かつ効果的な移動手段を確保し、外出機会の創出を図ります。
- 高齢者ができる限り介護を必要とせず、自立した生活を送るための介護予防及び、健康寿命の延伸につながる事業を開催し、心身ともに健康で充実した高齢期を過ごせるよう環境整備を行います。
- 高齢期を迎えても社会から孤立することのないよう社会参加や活動を通じて地域と繋がりを持ちながら自らの能力を活かし、社会参加への支援や地域を支える担い手として活躍できる体制整備を推進します。
- 相談支援体制の確保や生活支援サービスの充実を図るとともに、認知症対策、在宅医療と介護の連携強化等、地域全体で支え合う体制づくりを推進します。

- 高齢者が尊厳ある生活を送ることができるよう、成年後見制度[※]の利用を促進するとともに、虐待防止に向けた取組みを行うなど、高齢者の権利擁護を図ります。
- 多様なニーズに対する適切なサービス提供の実現のため、町内におけるサービスの質や内容を検証し、サービス向上を図ります。

[具体施策]

- 1 福祉人材を育成する体制づくり
 - (1) 福祉資格取得のための受講費用の助成及び研修会開催等の支援
 - (2) 広報誌等による介護職の理解促進及び興味関心の向上
- 2 様々なニーズに対応した移動手段の確保
 - (1) 移送サービス及び福祉ハイヤーの効率化による体制強化
 - (2) 福祉有償運送[※]事業の普及促進
 - (3) その他外出等における移動手段の確保

※成年後見制度

精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症等）により判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう家庭裁判所に申し立てをして、その人を援助してくれる人を付けてもらう制度。

※福祉有償運送

NPO 法人等が単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な要介護者、身体障がい者等に対し、実費の範囲内で営利とは認められない範囲の単価によって、自家用自動車を使用して個別運送を行うもの。

- 3 地域で安心した生活を継続するための仕組みづくり
 - (1) 行政機関、インフォーマルサポート※、地域住民を含めた地域包括支援ネットワークの構築
 - (2) 地域見守り・見回り活動事業の充実
- 4 生活支援サービスの充実
 - (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の体制整備
 - (2) 配食等生活支援サービスの充実
 - (3) 急病等に対応した迅速かつ正確な救援体制の整備
 - (4) 生活支援コーディネーター※との連携による新たな生活支援サービスの創出
- 5 高齢期における心身の健康保持増進と介護予防の推進
 - (1) 介護予防把握事業により心身の健康状態の把握と介護予備軍の早期発見、介護予防の啓発・予防活動への参加促進
 - (2) 健康診断及びがん検診受診勧奨による疾病の早期発見・治療促進
 - (3) 自治会や老人クラブ等の団体に対する健康づくり、介護予防に関する知識・技術の普及啓発
 - (4) 要介護状態への移行又は重症化予防のための介護予防普及啓発事業の実施
 - (5) 家庭訪問等保健事業を通じた高齢者の健康、日常生活上の問題の早期発見と支援
 - (6) 高齢者が自主的に行う健康づくりや介護予防の推進
 - (7) スポーツ、レクリエーション等の運動を通して行う健康づくりの推進
 - (8) 高齢期のうつ・閉じこもり予防に資する事業の実施

※インフォーマルサポート

家族や友人、近隣住民、ボランティアなど非専門職による非公式な援助。

※生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

6 高齢者の暮らしを支える支援体制の充実

(1) 地域包括支援センター*の機能充実

- ア 専門職による総合相談支援体制の充実
- イ 権利擁護に関する迅速な対応
- ウ 介護予防ケアマネジメントにおける指定介護予防支援事業所としての役割強化
- エ 包括的・継続的ケアマネジメントによる介護支援専門員との連携強化

(2) 認知症施策の推進

- ア 認知症初期集中支援チームによる早期対応と包括的支援
- イ 認知症の正しい理解についての普及啓発
- ウ 認知症カフェ*設置推進等による認知症の方やその家族の孤立防止
- エ 認知症の方を介護する家族の精神的及び経済的負担の軽減

(3) 医療・介護・福祉関係機関同士の連携強化

- ア 地域ケア会議*等を利用した多職種協働による課題抽出及び検討とサービスの拡充
- イ 医療と介護が一体的に提供されるための円滑な連携体制の構築
- ウ 医療や介護、福祉の効果的利用に向けた必要情報の発信

(4) 家族介護者支援施策の推進

- ア 高齢者を介護する家族の精神的及び経済的負担の軽減

※地域包括支援センター

介護保険法で定められた地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

※認知症カフェ

認知症の人及びその家族が地域住民や介護・福祉・医療の専門家と身近な場所で集い交流できる場。

※地域ケア会議

地域の実情に沿って、より良い地域包括ケア実現のため課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出すための会議。

7 高齢者の生きがいつくりと社会参加の推進

(1) 地域活動の推進に向けた支援強化

ア 地域課題や地域ニーズの発掘と多様な支え合い活動構築のための支援

イ 介護予防と生活支援の充実を軸とした地域づくりの推進

ウ 高齢者の自主活動に関する普及啓発

エ いきいき百歳体操等の運動や交流を目的とした通いの場の充実と活動支援

オ 教育委員会と連携した趣味活動、学習を通しての交流機会の確保

カ 高齢者事業団を中心とした就労機会の確保

(2) 高齢者の社会参加を促す支援体制の構築

ア 有償ボランティア等の高齢者がサービスの担い手に成り得る仕組みづくりの推進

8 高齢者施設の整備

(1) 恵寿荘の施設・設備の改修と運営体制の充実

(2) デイサービスセンターのサービス提供体制の充実

(3) 高齢者共同生活施設あいあい荘の運営・整備

《関連する計画》

新冠町地域福祉計画

新冠町高齢者保健福祉計画

日高中部広域連合介護保険事業計画

新冠町健康増進計画・食育推進計画

新冠町自殺対策計画

3 児童福祉の充実

[現状及び課題]

- 当町においても少子化の進行が著しく、子育てに関する環境が大きく変化しており、共働き世帯の増加に伴う多様な支援が求められます。
- 少子化対策として子育て世代の経済的負担軽減が叫ばれている昨今、児童手当等の基本的な給付に加え、町独自に支援策を講じ、負担軽減を図っています。
- 中学生以下の医療費無償化により子育て世代の負担軽減に寄与しており、今後も助成の維持が求められます。
- 児童虐待が社会問題となっている中、多くの関係機関と連携を密に図り、虐待に限らず養育支援が必要な家庭についての対応など、専門的な知識を持った職員の配置が求められます。

[基本方向]

- 子育て世代が安心して子育てができるまちを目指した仕組みづくりと、様々なニーズにあわせた支援を図ります。
- 育児不安の大きい保護者や特別な支援を要する子どもに対する支援の充実を図ります。
- 児童福祉法改正に基づき、新たな子ども家庭福祉体制整備のため、妊娠期や子育て期にわたる総合的相談や支援を行う体制づくりを図ります。
- 関係機関との連携を密にし、保護及び支援を必要とする児童等の情報共有、支援方策の検討及び支援体制の強化を図るため、新冠町要保護児童対策地域協議会の機能充実を図ります。

[具体施策]

- 1 子育て支援の拡充
 - (1) 子育てに悩む保護者同士の交流機会の充実
 - (2) 子育て家庭への情報提供及び相談機能の充実
 - (3) 特別な配慮を必要とする子どもに対する支援
- 2 子育て世代の経済的支援
 - (1) 中学生以下の医療費負担支援の充実
 - (2) 出産に伴う家計の負担軽減
 - (3) 学校給食費の負担軽減
- 3 新たな子ども子育て世代の支援体制づくり
 - (1) 子ども家庭総合支援拠点の整備検討
 - (2) 子育て世代包括支援センターの設置検討

4 新冠町要保護児童対策地域協議会の機能充実 (1) 専門的な知識を持った職員の配置

◀関連する計画▶

新冠町子ども・子育て支援事業計画

4 障がい者福祉の充実

[現状及び課題]

- 障がい者に関する福祉問題は複雑多様化しており、多様なニーズに対する相談やサービスの充足に加え、「障がいのある方にとって暮らしやすい地域づくり」が求められます。
- 障がい者を取り巻くめまぐるしい制度改革に対応し、障がい者にとって相談しやすい窓口を再構築するとともに、地域で自立した生活を送ることができる支援体制が求められます。
- 発達障害が広く知られ、療育を必要とする児童も増加したことから、平成23年より「新冠町子ども発達支援センターあおぞら」を開設し、保健事業や学校教育との連携により、乳幼児期・児童期における障がいの早期発見・相談に努めており、医療的ケア児童や専門性が求められる児童への相談対応が課題となっています。

[基本方向]

- 障がいの種類・程度にかかわらず快適な生活や生きがいを持てる社会活動が営めるよう、環境づくりや意識づくりを推進します。
- 共生社会の実現を目指して、障がい者自身が障害福祉サービスを選択し、必要な支援を受けながら自身の自立と社会参加の実現を図るため、地域の社会資源を最大限活用した障害福祉サービス提供基盤の整備を進めます。
- 障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障がいの種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、ライフステージ※に沿って地域の保健・医療・障害福祉・保育・教育・就労支援等の関係者が連携を図り、切れ目無い一貫した支援を提供する体制を構築します。

※ライフステージ

成長・成熟の度合に応じた人生の移り変わりをいい、一般的には乳児期・幼児期・児童期・思春期・成人期・壮年期・老年期がある。

[具体施策]

- 1 福祉意識の啓発と交流
 - (1) 町広報誌・ホームページ及び会議等を活用した普及啓発
 - (2) 福祉イベント等の開催支援によるノーマライゼーション[※]の推進
- 2 安心して暮らせる福祉環境づくり
 - (1) 居住環境整備事業
 - ア 住宅のバリアフリー化の推進
 - (2) 障がい者の権利擁護支援
 - ア 成年後見制度[※]の支援等、障がい者の相談支援体制の強化
 - イ 障がい者虐待の早期発見
- 3 障がい福祉サービスの充実
 - (1) 法定サービス及び地域生活支援事業の質の向上と提供体制の拡充
 - (2) 地域活動支援センター[※]を活用した日中活動の推進と職業体験などを通じた就労支援の強化
 - (3) 地域生活支援拠点の整備
 - (4) 町内社会福祉法人との連携による支援体制の強化
- 4 障がい児支援の充実
 - (1) 新冠町子ども発達支援センターあおぞらへの専門職配置等による療育体制の充実
 - (2) 関係機関との連携による医療的ケア児童への支援及びコーディネーターの配置

※ノーマライゼーション

全ての人が、そのあるがままの姿で他の人と同等の権利を享受できるようにするという考え方・方法。

※成年後見制度

精神上的障害（知的障害、精神障害、認知症等）により判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう家庭裁判所に申し立てをして、その人を援助してくれる人を付けてもらう制度。

※地域活動支援センター

障がいによって働くことが困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設。

5 自立と社会参加を促す就労支援

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の優先調達
- (2) 農福連携※の推進

6 自己実現活動への支援

- (1) 障がい者スポーツ大会の支援
- (2) 日常生活における移動交通手段の確保
- (3) 障がい者団体等への支援

《関連する計画》

新冠町地域福祉計画

新冠町障害者基本計画

新冠町障害福祉計画

新冠町障害児福祉計画

新冠町子ども・子育て支援事業計画

※農福連携

障がい者等の農業分野での活躍を通じて自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組み。

5 低所得者福祉の充実

[現状及び課題]

- 生活基盤が弱い低所得者世帯に対し、突発的な支出に対応すべく法外援護資金原資貸付事業を継続して実施していますが、貸付件数・貸付金額がここ数年大幅に減少しており、事業の内容についての見直しが求められます。

[基本方向]

- 生活基盤の弱い低所得者世帯が経済的に自立し、安心して生活が営めるよう、低所得者世帯の実態を把握し、より細かい相談支援体制を整備します。

[具体施策]

1 低所得者世帯への支援

- (1) 社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の連携による生活基盤の弱い低所得者世帯への支援

6 アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現

[現状及び課題]

- 北海道の先住民族であるアイヌの人々は歴史的な背景により、いまなお社会的地位と生活安定に多くの支援が求められます。

[基本方向]

- アイヌの人々が民族として誇りをもち、安定した生活と誇りが尊重される社会の実現を図ります。

[具体施策]

1 アイヌ団体への支援

- (1) 生活相談員の配置
- (2) 関係機関との連携による各種支援制度活用への支援
- (3) 文化の保存・伝承活動への支援

2 アイヌ新法に基づいた様々な政策の検討・推進

1-2 健康の維持増進

1 保健の充実

[現状及び課題]

- 保健の充実を図る体制として、保健師・管理栄養士・歯科衛生士の専門職を配置し、町民の健康推進活動を実施してきましたが、今後ますます多様化するニーズに対応するため、専門職の適正配置及びさらなる資質向上が求められます。
- 年代やライフステージに応じた各種健診活動や保健指導・健康相談等を実施しており、乳幼児健診ではほぼ100%の受診率を維持し、特定健診やがん検診等の成人関係の健診についても受診率が向上しています。今後は30歳代の若い世代の健康にも焦点を当て、若年層からの生活習慣病改善のための活動を充実させるとともに、こころの健康づくり推進のためメンタルヘルス対策にも重点を置いた活動の推進が求められます。
- 妊娠期から出産・子育て期にわたり、母親学級や家庭訪問、乳幼児健診などによる育児支援の充実を図り、安心して出産育児ができる環境づくりを進める必要があります。さらに子どもが健やかに成長・発達していけるよう関係機関が有機的に連携し、協力し合える体制の構築が求められます。
- 生涯を通じて、町民誰もが自分の健康に関心を持ち、自分の健康は自分で守る意識を持ち続け、さらなる健康寿命の延伸を目指すため、健康づくりに携わる全ての町民が協力して健康維持活動を行うことが望まれます。
- 健康に関するあらゆる相談窓口の一元化による一体的な支援活動が必要とされるため、改めて保健センター機能のあり方について検討を進める必要があります。

[基本方向]

《保健活動》

- 母子保健に関する施策の充実に努め、安心して子育てできる環境づくりを進めます。
- 個々の年代や生活環境に対応した各種保健活動をより一層推進するための体制を構築します。
- 若年層からの健康管理や健康づくりの意識を啓発し、心身ともに健康でいきいきとした住民生活を促進します。
- 各種健康診断の受診を促進し、疾病の早期発見及び疾病予防の施策を進め、町民の健康維持と医療費の抑制を図ります。

《健康づくり》

○健康づくりに関わるあらゆる機会や機関を活用し、全ての町民が生涯を通じて健康を意識し、健康維持に取り組む環境づくりを促進します。

[具体施策]

1 保健事業の推進

(1) 推進体制の充実

ア 保健活動の拠点としての保健センター機能の拡充

イ 保健・医療・福祉並びに教育との連携強化と各種相談窓口の一元化による機能充実

(2) 保健事業の充実

ア 各種健診の受診率向上と事後フォローの強化

イ 若年層からの生活習慣病改善のための活動の充実

ウ 年代に応じた歯科保健・栄養改善事業及び食育の推進の強化

エ 心の健康づくりのためのメンタルヘルス対策の充実

オ 家庭訪問等による母子保健・子育て支援の推進

2 健康管理・指導體制の充実

(1) ライフステージに応じた健康管理・指導體制の整備

(2) 保健関係の専門職員の確保と定着化及び資質向上

(3) 関係機関の有機的な連携の強化

3 健康づくり活動の推進

(1) 自治会等の地域組織と連携した健康意識の啓発

(2) 健康づくりを普及、推進する地区組織活動の育成

《関連する計画》

新冠町特定健診特定保健指導実施計画

新冠町健康増進食育推進計画

新冠町自殺対策計画

2 医療の充実

[現状及び課題]

- 地域の過疎化・少子高齢化が進行する中、町民の尊厳の保持と自立支援の目標のもと可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、町内唯一の医療提供施設として一人ひとりの生活を支え、安心安全を提供できる医療体制づくりが求められます。

[基本構想]

- 当該地域の地理的、社会条件並びに診療圏地域内の他の医療機関等の配置に応じて、地域住民のニーズに合った医療の提供に努めます。
- 超高齢化における保健・医療・福祉・介護の連携、統合を図る地域包括ケアシステムの役割を十分認識し、機能充実の強化を図ります。
- 経営健全化の努力を惜しまず、住民一人ひとりの生活を支え、ひとりでも多くの町民に安心・安全を提供できる施設を目指します。

[具体施策]

- 1 救急医療体制の継続
 - (1) 急性期医療患者を中心とした入院患者受入れ体制の維持継続
 - (2) 出張応援医師の充実強化
 - ア 当診療所の運営方針に合致した出張応援医師の招聘
- 2 専門外来の維持継続
 - (1) 整形外科・循環器診療の維持継続
 - (2) 医療サービスの向上
- 3 健康増進・医療知識の普及啓発
 - (1) 健康増進
 - ア 健康診断・予防接種者の受入体制強化
 - (2) 医療知識の普及啓発
 - ア 医療講演会や広報等による医療知識の普及啓発